	中山道	近江大津宮錦織遺跡	近江国府跡 国庁跡 惣山遺跡 青江遺跡 中路遺跡	恭仁宮跡（山城国分寺跡）
	昭和六十二年文部省告示第百十九号及び平成三年文部省告示第五十五号	昭和五十四年文部省告示第百二十九号、昭和五十六年文部省告示第百二十五号、昭和五十九年文部省告示第九十八号、昭和六十年文部省告示第百三十二号、平成元年文部省告示第五号、平成十四年文部省告示第百六十号、平成十六年文部科学省告示第百九十七号、平成十七年文部科学省告示第百九十九号	昭和四十八年文部省告示第三十二号、昭和五十二年文部省告示第百八十八号、平成元年文部省告示第百三十一号、平成十二年文部省告示第十号、平成十二年文部省告示第十一号、平成十三年文部科学省告示第百十六号	昭和三十二年文化財保護委員会告示第四十六号、平成十九年文部科学省告示第十一号及び平成二十年文部科学省告示第百二十六号
	岐阜県中津川市馬籠 同　落合字新茶屋、落合町、山中、向山、井ノ下、滝場、屋下	滋賀県大津市錦織一丁目字大将軍 同　錦織二丁目字御所之内	滋賀県大津市神領二丁目字青江	京都府木津川市加茂町岡崎考 同　河原東大門 同　河原樋用 同　河原大門
右の地域に介在する道路敷、水路敷及び河川、新潟県佐渡市相川北沢町二番と三番一に挟まれ相川下山之神町四番二と相川弥十郎町一番一に挟まれるまでの河川を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を新潟県教育委員会及び佐渡市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	別図のとおり 備考　別図は省略し岐阜県教育委員会及び中津川市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）	七三四番四、一二一二番四 八一一番二	二一一番一、二一一番二、二一一番三、二一一番四	五〇番、五一番、五二番、五六番一四番、一五番三、一六番一、一七番一、一七番三 五三番一、五四番一、五四番三 三番、二七番、二八番、二九番一、三五番一

		高麗寺跡	長岡宮跡	根来寺境内
		昭和十五年文部省告示第五百四十六号	昭和三十九年文化財保護委員会告示第十七号、昭和四十八年文部省告示第七十六号、昭和五十四年文部省告示第百四十六号、昭和五十五年文部省告示第百四十五号、平成六年文部省告示第六十四号、平成十年文部省告示第二号、平成十一年文部科学省告示第百十八号、平成十二年文部科学省告示第四百四十四号、平成十三年文部科学省告示第百十六号	平成十九年文部科学省告示第五号
同　河原長ヲサ	三九番、四〇番、四一番、四二番、四三番、四四番、四五番、四六番、五五番、五六番、五九番、六〇番、六一番、七三番一、七四番一、七四番二、七四番六、七五番一、七五番二、七五番三、七五番四、七六番一、七六番二、七七番一、七七番二、七七番三、七七番四、七七番五、七七番六、七七番七、八二番一、八二番二、八二番三、八二番四、八二番五、八二番六、八二番七、八二番八、八二番九、八二番一〇、八二番一一	三番一、四番一、一四番一、四六番一、四七番一、四八番一、四九番三		
同　例幣小ノ林	四番、五番			
同　例幣奈良垣内	三番、四番、五番、六番、七番、八番、一二番、一三番、三五番、三六番、四〇番一、四〇番二	七五番、七六番、七七番、八五番、八七番、八八番、八九番、九〇番、九一番、一〇二番、一〇三番		
同　例幣内垣外	四三番、四七番、六七番、六八番、七〇番、七一番	八〇番、八一番一、八一番二、八二番、八三番		
同　上狛植垣外		五四番、五五番、五六番、五七番、五八番、五九番、六〇番、六一番		
同　上狛口勝山		右の地域に介在する道路敷及び水路敷を含む。		
京都府木津川市山城町上狛高麗寺				
同　上狛森ノ前				
京都府向日市鶏冠井町秡所				
和歌山県岩出市根来字根来、字東谷、字前山				
